

# 入札公告

平成25年10月11日

独立行政法人労働安全衛生総合研究所  
理事長 前田 豊

- 1 競争入札に付する事項  
件名及び数量  
「多目的構造強度／信頼性実験室改修のための実験装置移設工事 一式」
- 2 競争参加資格に関する事項
  - (1) 契約を締結する能力を有しないと認められる者又は破産者で復権を得ていない者でないこと。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者はこの限りではない。
  - (2) 以下の一に該当すると認められる場合は、その事実があった後2年間を経過している者であること。なお、これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
    - ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
    - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者。
    - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
    - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
    - ⑤ 正当な理由が無くて契約を履行しなかった者。
    - ⑥ ①～⑤の一に該当する事実があった後2年間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者。
  - (3) 以下のいずれかの資格を有する者であること。
    - ① 平成25・26年度の厚生労働省競争参加資格において、厚生労働省大臣官房会計課長より「建設工事」のうち「機械器具設置」でA、B、C又はD等級に格付けされている者。
    - ② 平成25・26・27年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長より「物品の販売」又は「役務の提供等」でA、B、C又はD等級に格付けされている者。
  - (4) 官庁から指名停止を受けている期間に該当しない者。
  - (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、官公署から排除要請があり、当該状態が継続しているものではないこと。
  - (6) 仕様書4に示す作業実績を有する者であること。
- 3 入札説明会及び現場見学  
希望があれば実施するので下記5（2）へ問い合わせのこと。
- 4 入札及び開札の日時及び場所  
日時 平成25年11月7日（木）10：45  
場所 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 本部棟3階 総務課会議室
- 5 仕様書に対する質問  
仕様書に対する質問がある場合は、次に従い提出することができる。
  - (1) 受付期間及び方法  
平成25年10月31日（木）17時00分まで  
FAX（A4、様式自由）にて受け付ける。
  - (2) 受付先

住所：東京都清瀬市梅園 1-4-6  
独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務部総務課 経理第一係  
TEL：(042) 491-4512 (内線：229)  
FAX：(042) 491-7846

- (3) 回答  
平成25年11月5日(火)までに回答する。

#### 5 その他

- (1) 入札保証金に関する事項  
入札保証金の納付を免除する。
- (2) 入札の無効  
上記2に示した競争参加資格を有しない者のした入札は、これを無効とする。
- (3) 契約書作成の要否  
要。
- (4) 契約に係る情報の公表に関する事項

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、別紙のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

以 上

### <独立行政法人の契約に係る情報の公表>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

#### (1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当研究所において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当研究所との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

#### (2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当研究所の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当研究所OB)の人数、職名及び当研究所における最終職名
- ② 当研究所との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当研究所との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

#### (3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当研究所OBに係る情報(人数、現在の職名及び当研究所における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当研究所との間の取引高

#### (4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

#### (5) その他

応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

## 入札説明書

### 1 競争に付するもの

「多目的構造強度／信頼性実験室改修のための実験装置移設工事 一式」

### 2 工事の内容・規格・数量

仕様書のとおり。

### 3 履行期限及び場所

期限 平成26年2月28日（金）

場所 独立行政法人労働安全衛生総合研究所（清瀬地区）

### 4 支払条件

履行完了の確認をもって支払うものとする。

### 5 入札心得

- (1) 入札価格は、本件の履行にかかる費用の総額に消費税等相当額を加えた金額とする。
- (2) 落札者は、当法人の定める予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した者とし、当該入札価格をもって落札金額とする。
- (3) 入札書の形式は任意とする。（参考：別紙様式1）
- (4) 入札書の宛名は、「独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長」宛とすること。
- (5) 入札書には、社名及び代表者名の記入、社印及び代表者印を押印すること。
- (6) 代表者以外の者が入札する場合は、委任状を持参すること。（参考：別紙様式2）
- (7) 入札書における金額訂正は行わないこと。
- (8) 入札の最低価格が予定価格を超えている場合はその場で再度入札を行うので、そのための入札書を用意すること。
- (9) 落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。

### 6 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、以下の書類を平成25年11月1日（金）までに提出しなければならない。

- (1) 入札公告2（3）の競争参加資格を有することを証明する書類
- (2) 仕様書4記載の作業実績を有することを証明する書類

### 7 その他

入札説明書についての不明点、入札書類等に関することは独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務部総務課経理第一係に問い合わせして下さい。

TEL：042-491-4512（内線：229）松下、櫻井

以 上

# 入 札 書

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 理事長 殿

1 件 名

「多目的構造強度／信頼性実験室改修のための実験装置移設工事 一式」

2 金 額 ￥

— (税込)

上記のとおり入札いたします。

平成 2 5 年 月 日

入札者 住 所  
会 社 名  
代表者名  
代理人名

印  
印

# 委任状

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 理事長 殿

は を代理人と定め、下記の行為を行う権限を委任します。

## 記

### 1 委任する行為

「多目的構造強度／信頼性実験室改修のための実験装置移設工事 一式」の一般競争入札に係る入札書の提出に関する一切の行為

### 2 委任する期日

平成 年 月 日

平成 年 月 日

住 所  
会 社 名  
代 表 者  
代理人氏名

印  
印

# 仕様書

## 1 件名

多目的構造強度／信頼性実験室改修のための実験装置移設工事 一式

## 2 工事場所

東京都清瀬市梅園 1－4－6

独立行政法人労働安全衛生総合研究所（清瀬地区）

材料・新技術安全実験棟（以下「材料棟」という。） 1階

構造強度実験室及び環境・高温強度実験室

## 3 適用事項

工事に当たっては、次の内容を適用すること。

- (1) 作業時間は午前8時から午後5時までの間とする。土曜日、日曜日及び祝日に工事は行わないこと。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合には、この限りではない。
- (2) 本工事に使用する機材は、特記なき場合は全て新品とし、日本工業規格品若しくは同等品等で監督職員の承諾したものを使用すること。
- (3) 施工日程については、事前に工程表を提出し、監督職員の承認を受けること。
- (4) 当該移設工事は、工事場所である多目的構造強度／信頼性実験室の改修工事（別紙2及び3参照）と連動して行うこととなる。  
双方の業務が円滑に行うことができるように努め、改修工事を担当する業者と十分打ち合わせができるだけの体制を整えること。
- (5) 工事内容は下記4並びに別紙1及び4のとおりであるが、図面及び仕様書が現場と相違する場合、その他記載のない場合、又は疑義が生じた場合は監督職員の指示に従うこと。

## 4 詳細仕様

以下の実験装置の移設工事を行うこと。なお、移設に当たっては、当該実験装置（インストロン社製疲労試験機、油圧ユニット）の設置又は移設に十分な実績を有した者が行うこと。実績については、書面で提出すること。

- (1) 500kN 疲労試験機油圧ユニット  
環境・高温強度実験室の西側に設置されたインストロン社製油圧ユニットを、材料棟北側の油圧ユニット室に移設すること。  
移設場所は、島津製作所製 300kN 疲労試験機の油圧ユニットが設置されていた場所とする。
- (2) 500kN 疲労試験機油圧ユニット冷却装置  
材料棟の西側に設置された 500kN 疲労試験機「8803」の油圧ユニット冷却装置を、材料棟北側の油圧ユニット室東側に移設し、冷却水配管、電気配線等、必要な工事を行うこと。
- (3) 500kN 疲労試験機  
環境・高温強度実験室の西側に設置されたインストロン社製 500kN 疲労試験機「8803」を新設したピットに移設し、油圧ユニット室に移設した 500kN 疲労試験機油圧ユニット及び冷却装置と配管し、必要な電気配線を行い、疲労試験ができる状態にすること。
- (4) 25kN 疲労試験機  
インストロン社製 25kN 疲労試験機「8872」は、現在、油圧ユニットを 500kN 疲労試験機「8803」と共有しており、2 台の疲労試験機で同時に疲労試験を行うことができる。現状通り、500kN 疲労試験機油圧ユニットで、環境・高温強度実験室の西側に設置された 25kN 疲労試験機「8872」が 500kN 疲労試験機「8803」と同時に使用できるようにすること。なお、今回の工事では、25kN 疲労試験機「8872」の設置場所は変更しない。
- (5) 100kN 疲労試験機  
構造強度実験室に設置されたインストロン社製 100kN 疲労試験機「8516」を、別紙 2 のとおり移設し、疲労試験ができる状態にすること。疲労試験機「8516」の油圧ユニットは、油圧ユニット室に設置された鷺宮製作所製 200kN 疲労試験機の油圧ユニットを使用し、油圧ユニットに改造を加えることなく、200kN 疲労試験機と同時に使用できるようにすること。

## 5 履行期限

平成 26 年 2 月 28 日



## 【工事仕様】

### 1 共通仕様

本仕様に記載されていない事項については「公共建築工事標準仕様書機械設備工事編・公共建築設備工事標準図機械設備工事編・公共建築設備工事標準仕様書電気設備工事編」（いずれも最新版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）による。

使用する部材、工法、廃棄物処理等についてはグリーン購入法に適合するよう努めること。

### 2 法令等の取扱

本工事を施工するにあたり法令等に制限を受ける場合には、該当法令等を遵守すること。

### 3 シックハウス対策

本工事に使用する材料は、規制対象外材料（F☆☆☆☆）のみを使用できるものとする。

### 4 軽微な変更

軽微な変更を行う場合は、担当者の指示による。この場合請負金額の増減は行わない。

### 5 施工日程

施工日程については事前に担当者と協議し決定すること。

### 6 光熱費

工事中の電力・水道・ガス等は原則として支給する。

### 7 近隣対策

近隣に対しては、工事中迷惑をかけないように十分考慮して施工する。万一実害、クレーム等があった場合は、請負者の負担において速やかに解決すること。

### 8 補償

竣工後1か年間に、工事上の不備、不手際を生じた場合は、無償で速やかに解決すること。

### 9 現場復旧

工事のため破損或いは損傷した部分は、担当者と打ち合わせの上、指定の仕様で速やかに復旧すること。

### 10 現場管理

施工者は、「労働基準法」「労働安全衛生法」「建築基準法」「消防法」「電気技術基準」等その他関係法令に従って工事現場を管理し、労務の安全、衛生、その他風災害、火災、盗難、風紀、その他の公害防止には注意すること。

### 11 廃棄物処理

発生材は速やかに搬出すること。止むを得ず工事用地内に一時的に集積する場合は、安全の確保・粉じんの防止等の措置をとり、かつ整頓に努めて異種の発生材の混合を防ぐこと。

また、関係法令に従って適法に処理し、必要に応じて産業廃棄物マニフェストを提出すること。このことは撤去工事による発生材の他、端材・梱包・工事従事者が現

場で出すゴミ等についても同様とする。

12 現場養生等

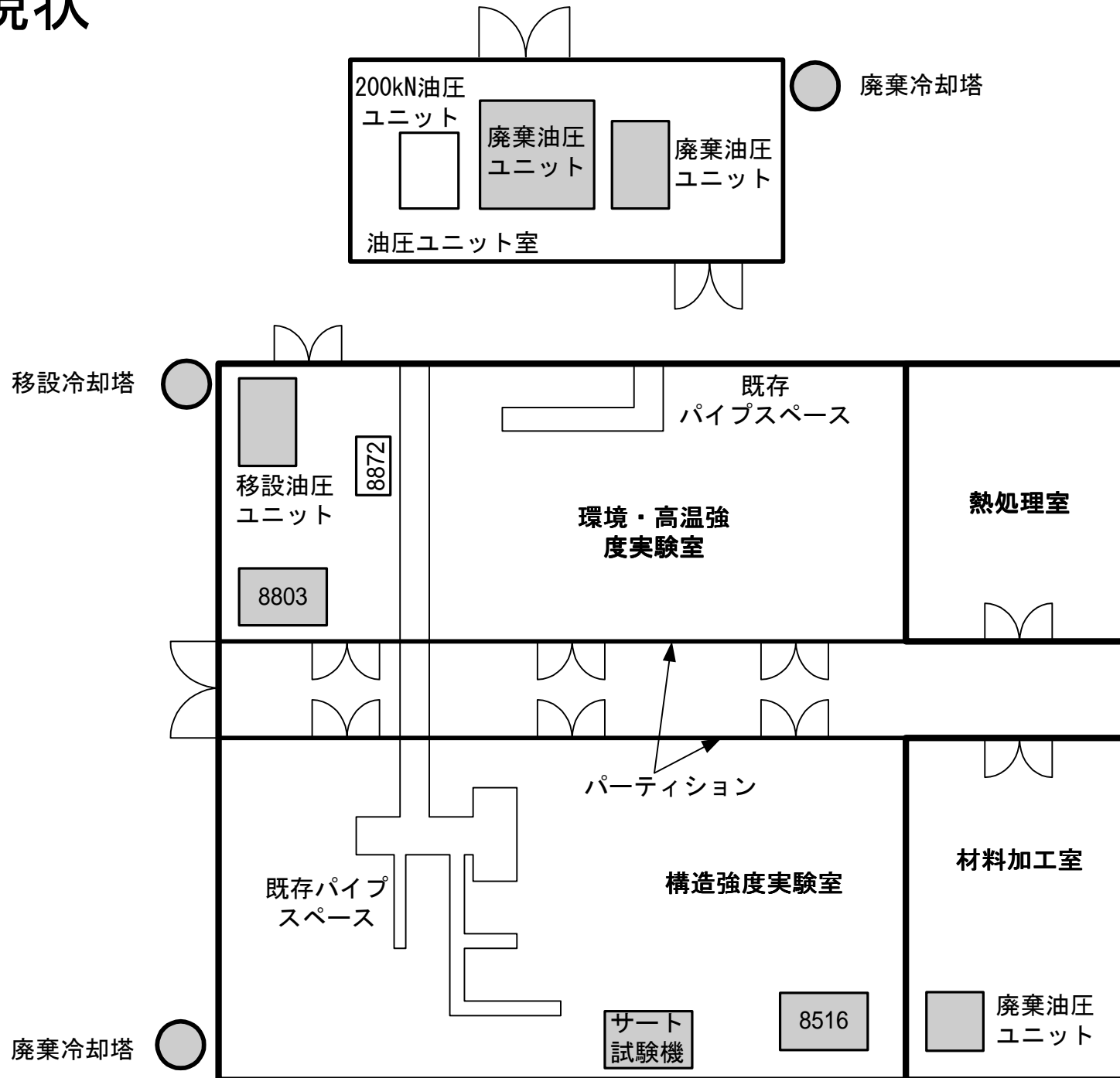
工事範囲及び搬入、搬出経路について適切に養生・清掃を行うこと。

13 検査

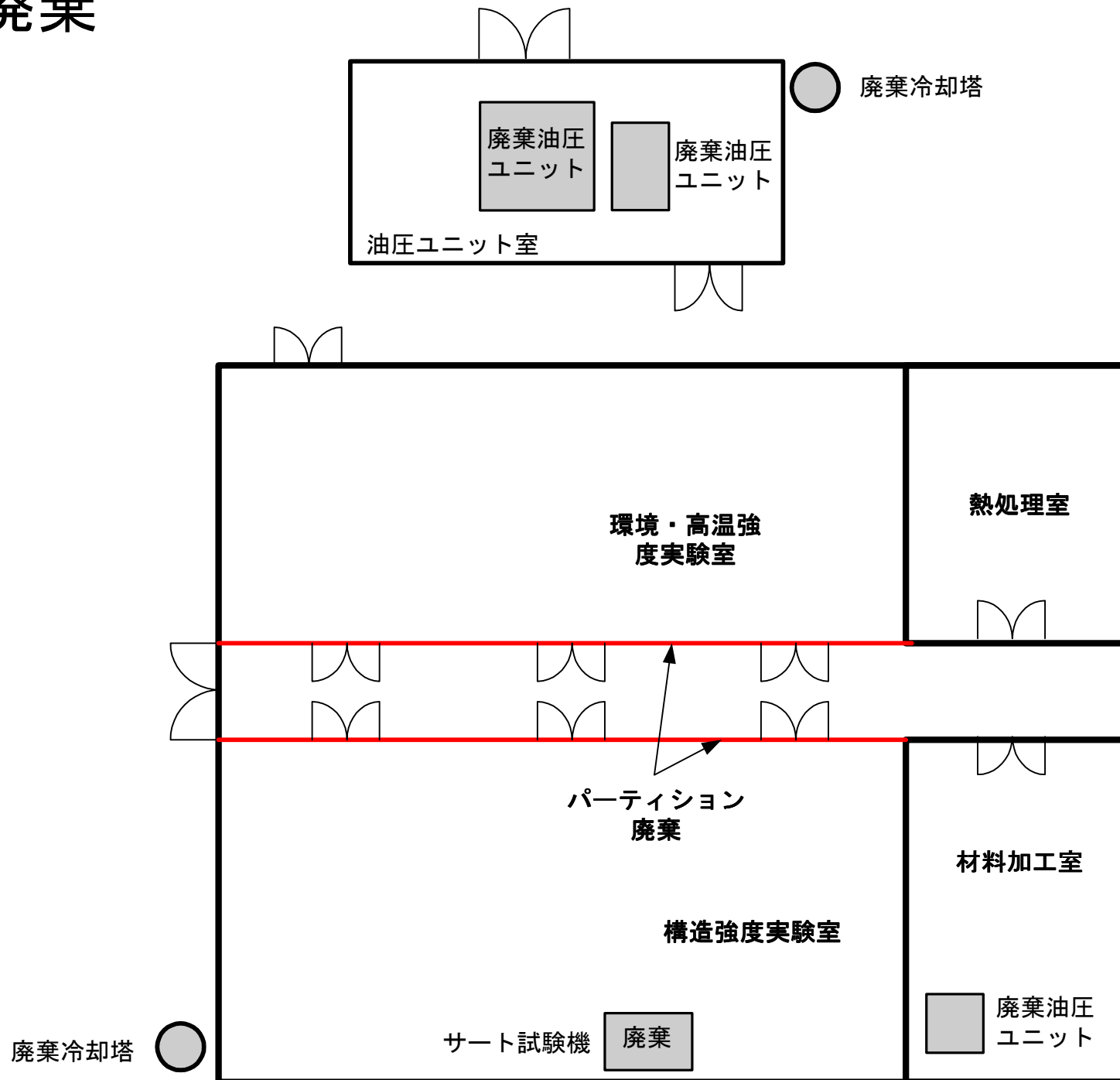
請負者は工事完了時に検査職員の竣工検査を受け、検査に受からなかった箇所については、速やかに指示に従い補修すること。

以 上

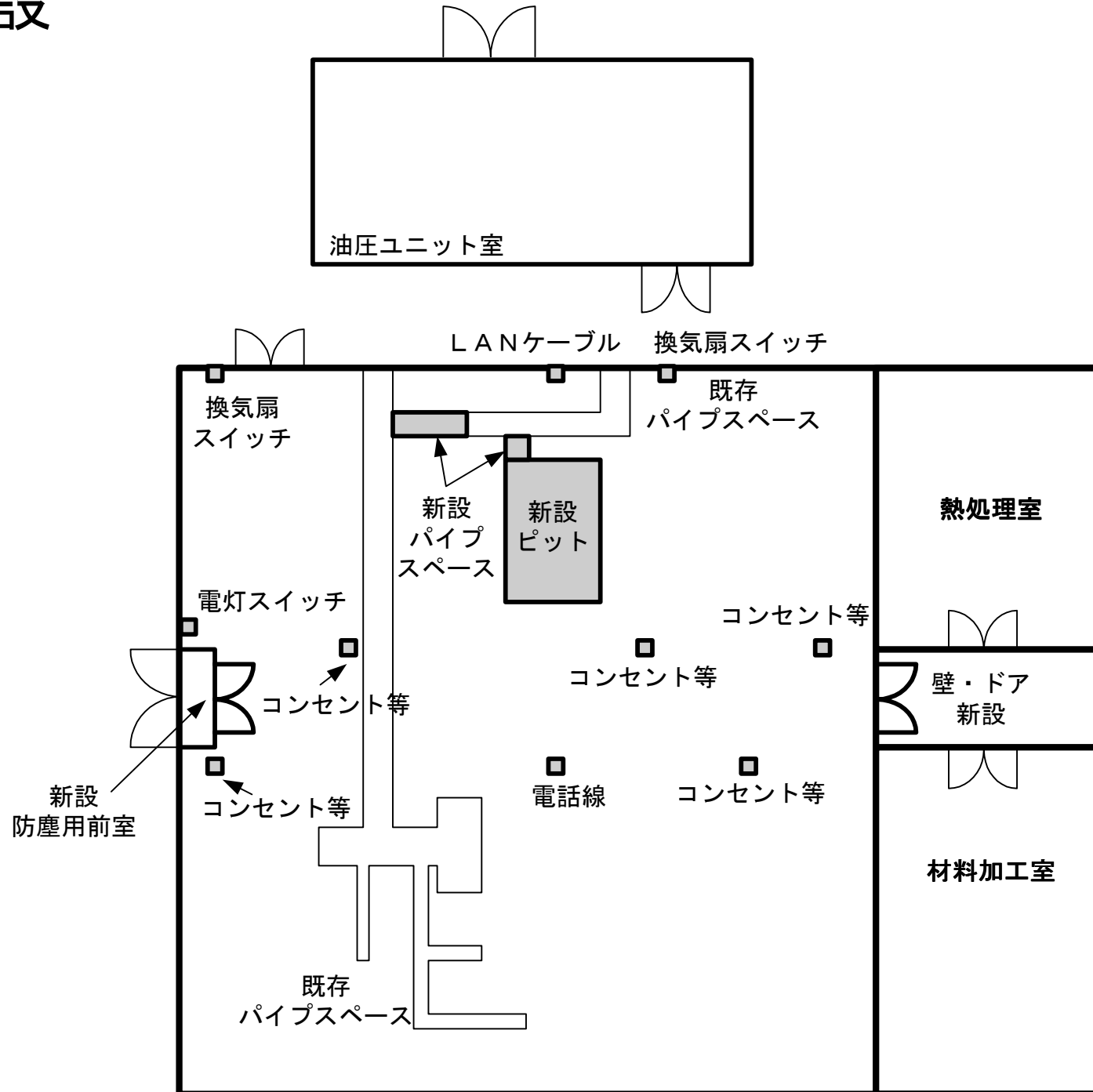
# 別紙1 現状



# 別紙2 廃棄



# 別紙3 新設



# 別紙4 移設

